

知財教育における中日協力の方向性

陳 愛華*・松岡 守**・岡田 広司***・世良 清****

近年、各国は知財教育に力を入れ始めた。本稿では、日本と中国における知財教育の現状及びその変遷を説明し、両国の知財教育のモデルを比較した。また、知財教育をより有効的に実施するために、両国の強みを生かして相補的な連携関係を結ぶ方向性を提言した。さらに、それを実現するために、両国の知財教育機関、大学、政府、企業によるサポートが必要であると言及した。

キーワード：知財教育、中日協力、アジア知財ネットワーク

1. はじめに

21世紀に入り、中国はハイスピードの発展の中、環境保護や省エネなどが叫ばれ、特に最近注目されている食の安全問題、環境保護問題など、安全・安心な製品をサポートできる技術が求められるようになった。一方、日本では、世界的にも先進的な技術を所有していることから、中国発展の中に、日本技術があらゆる分野に貢献しているといっても過言ではない。このように経済・技術的な連携が一層強まっている中、両国において、知的財産が適切に保護される環境の整備が求められるようになった。その中であって、特に知的財産に関わる専門的な人材を育成していくことや、国民全体の知財マインドを高めていくことなど、さまざまなレベルで知財人材育成や知財教育を推進することが重要になっている。このような状況のもとで、両国の知財教育機関もそれぞれの取り組みを打ち出している。本報告は、両国の知財教育モデルを比較し、両国の知財教育機関の連携活動を通して、知財教育における連携や協力の可能性、および方向性について検討する。

2. 中日の知財教育の比較

(1) 日本の知財教育の現状

特許制度をはじめとする日本の知的財産制度は、1885年（明治18年）7月1日から始まった。製品開発やイノベーションに深く関わっていることから、これまでに日本の企業（産業界）が中心になって、知財の「開発」と「事業化」を支えてきた。特にハイライトされていなかったが、それに伴い、自然に企業が知財教育や知財人

材育成の主な担い手となった。たとえば、1938年に設立された日本知的財産協会は、経験のある企業知財部の担当者や、弁理士、弁護士などを招き、定期的に企業向けの研修を実施しており、メンバーの大半も企業である。

1990年代に入って、日本経済は長期的に低迷状況にあったが、そのような閉塞感のある状況を打破するためには日本の技術を活かした企業のイノベーション活動をより活発化させることが重要であると認識されてきた。2002年から動きだした「知的財産立国」方針が、国家を挙げて知的財産を活用し、国際的な競争力の強化が求められた。その中、ひとつの重要なポイントが「知財人材育成」であった。その後、2006年「知的財産人材育成総合戦略」¹が纏められ、知的創造サイクルの各段階（創造・保護・活用）において量的・質的な人材の充実が求められた。さらに2008年に発表された「知的財産推進計画2008」の中で、「アジアでの人材育成の拠点」としての位置づけを明確にしていた。それまでにごく自然のまま企業で実施してきた知財教育は、国家レベルで学術界と実務界に注目されるようになった。

それまで、一部の法学専門を除き、大学教育の中に、知財に関する内容が少なかった。2005年以降、産学官連携の一環として、アメリカのバイドール法²を参考し、TLOが設立され、大学での研究成果は直ちに保護され、事業化できるように、各大学では知的財産本部の設立や、知財支援制度などが導入され、大学の研究成果を出願し、権利を取得することが求められるようになった。また、知的財産関連人材育成のために、知的財産専門職大学院

- 1 「知的財産人材育成総合戦略」において、知的財産人材を知的財産専門人材、知的財産創出・マネジメント人材および裾野人材が分類された。
- 2 アメリカにおいて制定された法律のうち、産学連携で開発された知的財産に関する条項の通称である。
- 3 知的財産専門職大学院が設置されている大学は、東京理科大学大学院、大阪工業大学大学院、金沢工業大学大学院、日本大学大学院である。

* 重慶大学
** 三重大学
*** 椋山女学園大学
**** 三重県立津商業高等学校

が次々と設置された³。

また、知財を尊重する基盤づくりとして、「国民意識の向上」を目指し、中学校・高校の教育の中に、知的財産の内容も積極的に取り入れられ、さらに、一般市民を対象とした商店街活性化などのイベント⁴にも、知的財産の活用も見られる。これらの活動を通し、一般大衆への知財マインドの向上に影響を与えつつある。

上述のように、日本の知財教育モデルは企業主導型モデルと呼んでも良いであろう。つまり、企業側は日常経営の中にごく自然のまま知財教育を最初に実施してきた。それから、国内外の環境の変遷により、政府側はプロパテント政策を取っていった。その後、知財戦略は国家戦略の一環として、産学官連携の重要性が認識され、大学や公的研究機関における特許取得促進や大学発の知財専門教育がはじめられた。併せて中学校・高校を含め、社会全体でさまざまなイベントや活動を通し、多彩かつ豊富に知財普及教育が展開された。かかる企業主導的なモデルは、日本知財教育の特徴と言っても良いであろう。

(2) 中国の知財教育の現状

1985年に、中国改革開放の初期において、最初の專利（特許、実用新案、意匠設計の総称）法が制定され、当時、その制定にあたって、大きな論争を呼んだ。「発展途上国にとって、特許法のメリットはゼロである」という議論さえあった。その時期は、日本と比べ、すでに約100年の差があり、欧米と比べたら更なる差があった。WTO加盟以降、知的財産権の貿易関連の側面に関する規定（Trips）にしたがって、中国の関連法規の改正が進み、知的財産権の関連法は2003年までには、ほぼ整っ

た状況になった。

特に、2001年のWTOの加盟後、外圧と内需によって中国の特許等が急成長する傾向が見られる（図1を参照）。知財分野の急成長に伴い、それをサポートできる知財人材に対する需要も急激に伸びてきた⁵。2008年6月5日、中国国務院から『国家知識産権戦略綱要』が発表され、「知的財産サービスをサポートするシステムと人材が著しく不足している」と指摘され、「企業向けの知財管理人材と仲介サービス人材を重点的に育成する」と明確に知財人材育成の方針が掲げられた。

この認識の元に、中国行政機関の知財教育は、主に二部分に分けられ、一部は従来通りの弁理士、弁護士、知財審判官、知財裁判官、企業の知財担当者などを対象とした知財専門教育である。その主なものは、国家知識産権局に所属している中国知識産権トレーニングセンターによる定期的な研修である。また、ほかに知財意識普及教育も実施されている。それは、主に国家知財局による行政機関への知財教育、及び全国各地で行われているイベントなどである（たとえば、毎年4月26日前後一週間が知財週と設定されている）。

一方、大学では、法人化の改革がすでに1995年からスタートし、競争原理の導入や、自由な資金調達の方法が開かれていた。さらに、2003年以降、知財教育のブームを迎えた。各地に知財学院、知財研究センター、知財学部が設立し始め、空前の知財教育ブームとなった⁶。

そのブームの中に、問題も表れてきている。一部の新しく知財専門を設けた大学では、法律、技術、経営学の三者共存の方針が採られているが、幅広く且つ専門性の高い知財専門課程は、学習期間の短い4年制の学部生では深く集中的に習得することができず、質的に高い知財人材の育成が困難である現状もある。その結果、中国国内では「知財専門をすべて大学院にすべきだ」という声も聞こえる。

もう一つの問題は、卒業生（特に学部生）の進路である。その現状を見ると大体、法律系大学院に転科するか、政府関係部門に入る卒業生が多い。企業に就職されたとしても、知財以外の部署のほうが多く、企業の知財部で就職できたのはわずかな人数であった。企業側を見ると、一部研究開発型企業を除き、知財人材が早急に必要だという緊迫感を持つ企業がそれほど多くない。また独自の技術開発を行い、そしてその知的財産権を所有する企業は、中国企業の全体の1%に過ぎない。企業が知財の重要性を十分に認識していると言い難い。

上記の状況からみると、政府側は国を挙げて知財意識が普及しつつあるにもかかわらず、企業まで知財意識が十分に浸透されていないことが分かる。こうした理想と

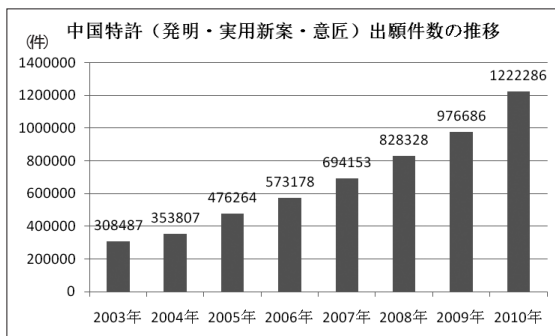


図1：中国での特許等の出願件数の推移

4 日本知財学会の2008年年次学術発表会の中で、筆者らは知的財産を活用した商店街活性化事業の事例として、名古屋市の桜山商店街を取り上げた。

5 鄭勝利（2008）によると、行政・公的機関における知財人材の需要量は、2000年は896名であったが、2005年には1,989名となり、2008年は3,200名（概算）と伸びており、2010年までには特許審査官及び助手で2,100名、商標審査及び助手で1,500名、行政管理部門で、4,000名と、2010年までの需要量計は7,600人を見込まれている。さらに2020年までに、特許審査官及びその助手はさらに1,000人、商標審査及び助手2,000人、行政管理部門は、2,000人と需要量計12,600人の需要が見込まれている。

6 筆者らが知る限りでも、2003年以降に設立された知財学部や知財学院などが20箇所もある。

現実の矛盾は、大学の知財教育の中に長く存在してしまうと、大学の知財教育に大きなダメージを与えるに違いない。いずれにせよ、質的に高い知財人材の育成及び市場需要の醸成の両方とも大学教育で至急解決しなければならない課題である。

上述のように、中国の知財教育の普及は、あくまでも政府主導的に実施されてきた。政府及び一部の先進企業が知財の重要性を認識し、国策を挙げて知財に力を入れ始めた。大学などの教育機関が、いち早くこの需要を読み取り、知財に関する教育活動が活発になってきた。しかしながら、多くの企業が知財の重要性をまだ十分認識していない。さらに、社会全体の知財に対する関心度が薄い。中国の知財教育のモデルは、こうした政府から発信し、大学などの教育機関が一早く動きだし、さらに企業や社会全体にその影響及ぼすようなトップダウン型モデルになる。

(3) 中日協力の方向性について

前述のように、中国型モデルと日本型モデルを比較すると図2のように、中国は政府主導的なトップダウン型モデルとなり、日本は企業から発信され、政府の力で普及された企業主導型モデルである。

日本の知財教育の歴史から見ると、企業での知財教育能力が最も充実していると思われる。一方、中国側の知財教育は、比較的に歴史が浅いが、政府側は知財人材の不足を認識し、いち早く各種の政策を打ち出していた。また中国大学の研究成果移転や、大学知財教育に力を入れていることがわかる。したがって、実務的な知財教育、いわゆる知財専門人材、知財マネジメント人材の育成に当たっては、日本企業の経験が豊富であり、大学研究成果の活用などの面では中国がより長い歴史を持つと考えられる。さらに、裾野人材の育成に当たっては、両国がまたその手法を探っている段階と思われ、互いに協力し進行していくことも考えられる。

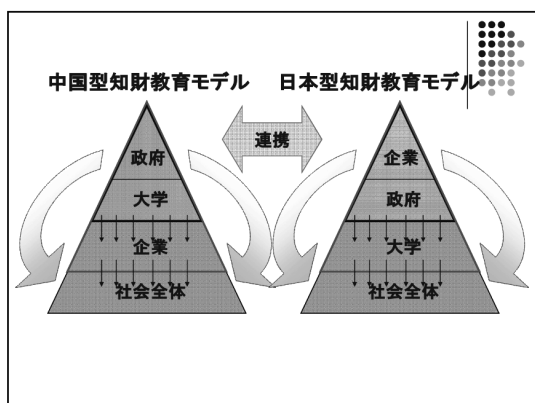


図2：中日知財教育モデルの比較

3. 知財教育アジアネットワーク化

「知財教育」とは、従来と異なり、専門的な人材育成のみならず、より広範囲の人々を教育する対象となった。また、次々と知財創出・保護・活用するのも、知財を尊重し国際ルールを守る基本的な社会基盤が出来上がりはじめ、実現できる好循環である。それは、経済がグローバル的に発展する今、単に一国の力ではできないことではないと考えられる。

最近、知財教育における連携について、両国の知財教育機関がすでにさまざまな活動をスタートした。たとえば、2009年9月14日に、中国の知識産権トレーニングセンター（CIPTC）⁷と日本の独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）⁸も第2回の会合において知的財産人材育成研修の実施や、教材開発などで協力していくことに合意し、両機関間の協力覚書が締結された。また、2010年8月23日～26日、韓国ソウルにおいて、上記両機関と、韓国国際知識財産研修院（IIPTI）が、第1回日中韓人材育成機関長会合を開催した。各機関における研修内容・講師・教材の交換、知財人材育成に関する研修・セミナーの開催、協力体制を推進するために協議体の設置などの内容についても合意した。その他にも日本知財学会と中国知識産権研究会の連携など、学術団体間の連携活動も活発的に進められている。このような活動を通し、知財教育の国際的な連携の一端が窺える。

しかし、今迄の知財教育における連携は、講師や教材の交換や開発、またeラーニングに留まる。今後、知財教育における両国の強みを活かし、より具体的かつ明確な相補性のある連携プランの作成を期待する。さらに、両国のみならず、アジア各国および世界各国を入れる知財教育のネットワーク化が期待される。

4. 終わりに

本稿では、知財教育における中日協力について論じてきた。日本は実務的な知財人材育成が強みであり、中国は大学法人化による研究成果の事業化に強みがある。こうした両国の強みを生かして、相補的な連携関係を結ぶことが、知財教育における中日連携の将来的な課題であ

7 CIPTC：中国知識産権局（SIPO）に属する知的財産人材育成の機関であり、知的財産に関する専門人材の育成や、一般公衆への知的財産知識の普及と意識向上などを目的とした組織である。

8 INPIT：特許庁に設置された公報等の閲覧施設に端を発する機関であり、公報等の閲覧を行う中央資料館として位置づけられている。現在では、公報等の閲覧業務に加えて、工業所有権相談業務、情報流通業務、対外情報サービス業務、人材育成業務、情報システム業務等の産業財産権に関する幅広い業務を行っている。また、特許庁が開設した特許電子図書館の業務を引き継ぎ、インターネットを通じて公報等の情報の提供を行っている。

ると考える。それは、両国の知財教育研究機関、大学、企業および政府の共同認識が必要不可欠である。

本研究の一部は平成 21～23 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「ものづくり教育と知財教育の相乗効果」（課題番号 21530927）による。

[参考文献]

- 1) 陳愛華、岡田広司、世良清、「知的財産を活用した商店街活性化と知財教育」、『日本知財学会第 6 回年次学術研究発表会』、2008
- 2) 鄭勝利、「わが国大学における知財専門人材の教育について」、『中国発明と特許』、第 8 期、2008
- 3) 渡部俊也、玉井克哉、「知識創造マネジメント教育における知財人材育成と知財専門職大学院構想」、『研究・技術計画学会 2002 年年次学術大学講演要旨集』、2002